

四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2めいわ地区地区整備計画区域の項センター地区の目第3号中「又はカラオケボックス」を「その他これらに類するもの」に改め、同目中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次のように加える。

(4) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第2めいわ地区地区整備計画区域の項沿道地区Aの目、沿道地区Bの目及び一般住宅地区の目中「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同表千代田3丁目地区地区整備計画区域の項住宅地区Aの目中「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項住宅地区Bの目中「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項沿道地区の目中「出力」を「出力の合計」に、「については、建築できる」を「は除く」に、「第2条第1項第5号、第6号及び第8号」を「第2条第1項第2号、第3号及び第5号」に、「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同表千代田4丁目地区地区整備計画区域の項住宅地区Aの目中「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項住宅地区Bの目中「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項住宅地区Cの目中「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項沿道地区の目中「第2条第1項第5号、第6号及び第8号」を「第2条第1項第2号、第3号及び第5号」に、「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同表さつきヶ丘地区地区整備計画区域の項住宅地区の目中「第2条第1項第5号、第6号及び第8号」を「第2条第1項第2号、第3号及び第5号」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項沿道地区の目中「第2条第1項第5号、第6号及び第8号」を「第2条第1項第2号、第3号及び第5号」に、「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同表鷹の台地区地区整備計画区域の項研究施設地区の目中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、「その他これに」を「、ダンスホールその他これらに」に、「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表もねの里地区地区整備計画区域の項駅前センター地区の目、近隣センター地区の目、沿道住宅地区Aの目、沿道住宅地区Bの目、一般住宅地区の目、低層計画住宅地区の目、中高層計画住宅地区の目及び誘致施設地区Aの目中「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に改め、同項誘致施設地区Bの目中「第6号」を「第3号」に、「

第8号」を「第5号」に、「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に改め、同項誘致施設地区Cの目中「第6号」を「第3号」に、「第8号」を「第5号」に、「道路境界線までは」を「道路境界線までの距離は」に改め、同表千代田5丁目地区地区整備計画区域の項住宅地区Aの目、住宅地区Bの目、沿道地区Aの目及び沿道地区Bの目中「床面積が」を「床面積の合計が」に改め、同項センター地区の目中「カラオケボックスその他これに」を「カラオケボックス、ダンスホールその他これらに」に、「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの」に改め、同表成台中地区地区整備計画区域の項工業地区の目及び複合産業地区の目中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項既存住宅地区の目中「その他これに」を「、ダンスホールその他これらに」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。